

# 令和5年度第2回会議での委員意見等(まとめ)

## 「文書作成義務に関して」

- 尼崎市公文書管理指針(P8)に記載の「重要な交渉又は要望等への対応の記録」に列挙される例示に、この事例を踏まえて追記してはどうか。例えば、「事案の経緯、経過等を組織内で共有する必要がある場合は記録する」といったことを付け加えることはどうか。
- 近年、自治体職員に対して、同じ内容の苦情等を繰り返し行う場合や、暴力や不当要求なども起こっており、その対応に各自治体がかなり苦慮している。そういった事案が長年にわたって行われる時には、ある一定の段階で、例えば架電禁止や接近禁止の仮処分手続を行ったりする自治体も増えてきているが、この手続きを行う際に、反復的又は定型的で軽微な事務処理だということで、記録を残していなければ、全く立証できないことから仮処分も取ることはできない。こうした事案への対応についての規定を設けることができるかどうか。

- 苦情等が繰り返されており、今後もそういった可能性が見込まれる場合は、記録に残し、組織として共有しておく必要がある場合もあると思われる。
- 諸般の事情を総合的に考慮する必要性があると思われるため、所管課長などの判断主体が必要と認める場合といった文言を加え裁量を与えることで、適切な運用に近づくとと思われる。
- 徐々に紛争化していくと思われるため、ある一定のタイミングで所管課長等が判断した以降は文書化するというイメージがよいと思われる。
- ある程度予測できる場合もあれば、予測できない場合もあると思われるため、後から見て作成義務に違反していたという話ではなく、組織としても、トラブルに備えて残しておいた方が望ましいという観点で、文言を書き加えることも考えられる。
- 文書作成義務という観点ではなく、文書を作成することが望ましいという観点を入れた方がよいと思われる。